

「天理市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」に対する意見の概要及び市の考え方について

No	該当箇所	パブリックコメント概要	本市の考え方
1	第3章天理市障害福祉計画（第7期計画） 1 数値目標 （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	天理市地域福祉計画は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に取り組むことを決めています。本計画で取組方針を示してください。	「第3章天理市障害福祉計画（第7期計画）1 数値目標（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において取組方針を示しています。精神障害のある人を取り巻く医療機関等の各機関との連携を深めながら必要な支援体制の検討を行っていきます。
2	第3章天理市障害福祉計画（第7期計画） 2 障害福祉サービスの見込み及び確保方策 （1）訪問系サービス （2）日中活動系サービス （3）居住系サービス （4）相談支援	障がい者の介護保険優先について 広島高裁岡山支部は判決の中で「自立支援給付と介護給付は理念・目的から違うサービス、総合支援法第7条は羈束処分ではなく裁量処分。障害福祉サービスを利用して障がい者が介護保険サービスの利用を申請した場合に生じうる二重給付を避けるための調整規定であり、介護保険に申請していない場合は採用されない」としています。したがって介護保険優先は二重給付の調整であり、国の介護保険優先はあくまで原則を示しているにすぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、ホームページや障がい者への通知連絡等で周知徹底すること。特に65歳未満で介護保険利用者の介護保険移行についても障がい者の負担増や不利益にならないように運用してください。介護保険制度の運用にあたっては障がい者の個々の実情に合わせて負担増や不利益にならないように障害福祉サービスの継続を認めてください。	障害のある方への自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、厚生労働省より示されているとおり、運用しているところです。 当該適用関係のみならず、国・県の情報を注視し、周知徹底に努めます。
3	-	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が要支援1、2となった場合、総合事業における実施に当たっては障がい者に理解のある有資格者が派遣されるようにしてください。	今回いただいた意見については、「天理市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」に該当する箇所はありませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
4	-	障がいがある人の防災マニュアルを作成してください。	今回いただいた意見については、「天理市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」に該当する箇所はありませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
5	第3章天理市障害福祉計画（第7期計画） 1 数値目標 （5）相談支援体制の充実・強化等	相談支援事業は、相談時支援事業所と地域包括支援センターが連携し、問題解決まで支援ができるように体制整備を行ってください。	障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な支援を行えるように、相談支援体制の強化を図ります。